

へきしん家族信託専用口座特約

へきしん家族信託専用口座特約（以下「本特約」といいます）は、普通預金規定（以下「預金規定」といいます）の特約として、信託業を営む者を受託者とし、家族信託契約（以下「家族信託契約」といいます）の受託者が信託財産の管理のために開設した預金口座の取り扱いについて定めることを目的とします。なお、本特約は、預金規定に優先して適用されるものとし、本特約に定めのないものは預金規定が適用されるものとします。

第1条（利用対象者）

家族信託契約書は公正証書とし、当該家族信託契約の受託者は、家族信託契約の原本を当金庫に提出した上で、当金庫所定の書式により本預金を申し込むことができるものとします。なお、当金庫は、当金庫所定の審査の結果、当該申込みをお断りする場合があります。

第2条（取引の方法）

本預金は、出金、口座振替手続き等の取引は受託者の取扱とし、当金庫所定の手続書類に届出の印章を押印して通帳と共に提出してください。ただし、入金取引についてはこの限りではありません。

第3条（受託者の変更）

受託者がその氏名、住所または連絡先等を変更した場合には、受託者は直ちに報告し、当金庫の定める必要な手続をしてください。受託者が死亡した場合、辞任もしくは解任された場合、破産手続開始決定を受けた場合、後見開始もしくは保佐開始の審判を受けた場合、または後継受託者の選任等があった場合には、当金庫は家族信託契約に基づき、本預金の名義人を当該後継受託者に変更します。上記変更があった場合には、信託当事者（委託者、受託者、受益者をいう。以下同じ。）、受益者代理人、信託監督人のいずれかは直ちに報告してください。また後継受託者は当金庫の定める必要な手続をしてください。当該名義変更手続は、当金庫所定の書式により、受託者が変更されたことを証する書類の提示をし、当金庫所定の審査を経た上で、行うものとします。

ただし、受託者の変更があり、かつ後継受託者の選任がされるまでの間は、本預金口座の利用を一時停止する場合があります。

第4条（家族信託契約の終了）

家族信託契約が終了した場合、当金庫は、当該家族信託契約に基づき、本預金を残余財産の清算受託者に払い戻します。当該払戻手続は、家族信託契約の終了の事由を証する書類、清算受託者であることを証する書類の提示した上で行うものとします。

ただし、信託財産に当金庫に対する債務がある場合は、この限りではありません。

第5条（家族信託契約の変更）

家族信託契約の変更が必要となる場合は、信託当事者、受益者代理人、信託監督人のいずれかは直ちに報告してください。

また、家族信託契約が変更された場合、受託者は速やかに変更された家族信託契約の原本を提示した上で、当金庫所定の書式により届出てください。変更契約の内容によっては、本預金口座の利用を停止または解約する場合があります。

第6条（信託当事者、受益者代理人、信託監督人の変更）

受託者を除く信託当事者、受益者代理人、信託監督人について、その氏名、住所もしくは連絡先等が変更された場合、死亡した場合、辞任もしくは解任した場合、後見開始または保佐開始の審判を受けた場合、破産手続開始決定を受けた場合、その他信託当事者にかかる重要な異動があった場合、信託当事者、受益者代理人、信託監督人のいずれかは直ちに報告してください。また受託者は事実を証する書類を提示した上で、当金庫所定の書式により届出てください。

第7条（適用条項）

本特約および預金規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえで決定します。

第8条（本特約の変更）

本特約は、法令の変更、その他当金庫が相当の事由があると認める場合には、店頭表示その他の方法で公表することにより、変更することができるものとします。

以上

令和4年11月1日現在